総務文教常任委員会記録

令和2年9月29日

【開催日】 令和2年9月29日(火)

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時50分~午前11時13分

# 【出席委員】

委員長	河	野	朋	子	副委員長	伊	場		勇
委員	奥		良	秀	委員	笹	木	慶	之
委員	中	岡	英		委員	長名	川名	知	可
委員	扫	田	伸	幸					

### 【欠席委員】

なし

# 【委員外出席議員等】

議長	小 野	泰	副議長	矢	田	松	夫	
----	-----	---	-----	---	---	---	---	--

#### 【執行部出席者】

副市長	古	Ш	博	Ξ	総務部長	川	地	諭
総務部次長兼人事課長	辻	村	征	宏				

# 【事務局出席者】

事務局長	尾	Щ	邦	彦	議事係長	中	村	潤之介
------	---	---	---	---	------	---	---	-----

#### 【審査内容】

1 陳情書(深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について)について

午前10時50分 開会

河野朋子委員長 それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会します。 審査につきましては、先日来より扱っております陳情書の件について、 本日審査したいと思いますので、よろしくお願いします。陳情書につい ては、これまで数回委員会を開催して、陳情者や当人にも来ていただい ていろいろお話を伺ったところなんですけれども、今日は、人事課に出 席をお願いして、少し質疑などしたいと思いますので、よろしくお願い します。先日、新聞のほうで発表がありました職員の処分の件について、 もし質疑があるようでしたらお願いしたいと思います。

- 山田伸幸委員 この度の陳情書と職員の処分については、はっきりとはなかなか言いにくい問題もあるんですけれど、恐らくリンクされているものだと考えるわけですが、職員の処分に当たって、どういったことが理由なのか。というのは、公務中に休暇届も出さずに業務に当たったということなんですが、これはどの程度の頻度で行われているのか、その点については調査がされているのか。その点いかがでしょうか。
- 辻村総務部次長兼人事課長 ちょっと今、先般説明させてもらった、発表させ てもらった処分とリンクという話をされましたけれども、すいません、 ちょっとそういう関連だということですか。前回、先般公表しました件 をこの場で審議するということですか。
- 河野朋子委員長 ちょっと確認したいということなので。今の質問は、処分の 内容っていうか、どういったことが原因で、あるいは、どういうことが 明らかになったので処分に至ったということが説明できれば、お願いし たいということでいいんですかね、山田委員。(「はい」と呼ぶ者あり)
- 辻村総務部次長兼人事課長 先般、公表させてもらいました職員の処分につきましては、勤務時間中に営利企業の業務に従事したということで、それも複数回あったということで、職務専念義務に違反しているという処分の公表をさせていただいたということです。
- 山田伸幸委員 それは、何回、どの程度の時間、その業務に当たったかという のを確認されたんでしょうか。
- 辻村総務部次長兼人事課長 出勤簿等の確認の中で、複数回そういうことがあったということです。

- 山田伸幸委員 たとえ休暇届があったとしても、そういう業務に、通常の業務 時間中に当たるということで、休暇届を出しさえすれば、そういう業務 に当たれるということでよろしいんでしょうか。
- 川地総務部長 今回の企業の従事制限そのものにつきましては、私どもも以前 からこの委員会を通じて回答させていただいておりますけれども、この 従事制限について、問題はないと理解しております。
- 中岡英二委員 職員の処分が9月23日に出されたんですが、委員会の中では 継続審査ということで、執行部のもっと詳しい調査結果を見て、委員会 の中で審査していくものだと思っていたのですが、なぜ、そういう委員 会の審査を待たずして、この9月23日に処分を出されたのか。その理 由をちょっとお聞きしたいです。
- 川地総務部長 大変申し訳ありませんけれども、そもそも論の話なんですけど も、この委員会での審議と今回の職員の懲戒処分につきましては、私ど もは非公表扱いにしておりますので、その辺のリンクについては、何も 申し上げることはありません。
- 河野朋子委員長 処分が9月23日ということですが、その辺り、時系列的に。いつ調査に着手してそういった経緯でこうなったということについて、もし、説明できれば、この処分に関してですよ。別のものと言われましたけれども、この処分に関しての経緯が9月23日発表ですが、それまでのことがもし説明できるようでしたらお願いします。
- 辻村総務部次長兼人事課長 公表させてもらったものにつきましては、8月中 下旬辺りから本人とのヒアリングの中でさせていただいているというこ とです。

- 山田伸幸委員 この処分については、市が独自に調査してそれに至ったのか、 若しくは市民からの通報に基づいて調査に着手したのか。その点いかが でしょうか。
- 川地総務部長 今回の委員会の中の一件として、休暇届を出さずにやっている んじゃないかということもありましたので、その関連で今回私どもも調 査をさせていただいたということです。
- 伊場勇副委員長 この時間は陳情のことについてということなので、前回、川地部長のほうから、財産的損失があるかないか、この辺りを慎重に調べていかなければいけないという御発言の中で、その報告が今日あるものだというところですが、事情が少しちょっと変わったところもありまして、ちょっとデリケートなところも含まれている中で、この陳情者としては、地方公務員法第38条の違反があるというところを主張されておるんですが、調査された中でこの地方公務員法第38条については、違反はあったのかなかったのか。その点について御説明してください。
- 川地総務部長 先ほども御回答申し上げましたけれども、地方公務員法第38 条につきましては、違反はないと考えております。
- 山田伸幸委員 ということは、これは職務専念義務違反ということでよろしい んでしょうか。
- 川地総務部長 リンクできませんので、そのことに対しましては回答しかねます。
- 笹木慶之委員 前回からの委員会の続きをお聞きしますが、以前に、御本人にも出ていただいて、私どもも意見というか対応を聞きました。それから、執行部のほうからも聞きました。ある時点では、お互いの言い分にそごがなかったと確認したんですが、そういった経過の中で、処分と関係ある。

りませんよ、今までの委員会の中で。ところが、勤務実態の関係で、少 し調査してみたいということがありましたね。ほかにもあるからという ことで、ほかの件もあるからということがあったので、我々委員会は、 やっぱりその部分を確認しないと次の判断ができないということで置い ておったわけです。その中で、調査の結果、本人の言い分と調査結果に そごが生じたかどうかを聞きます。

- 川地総務部長 先ほど辻村次長が申し上げましたように、委員会の後に、私どもは本人とお会いさせていただきまして、要は、有休の扱い方、取り方について、実際に会って調べました。その点につきまして、当初はお互いにないだろうと、多少あったかもしれませんけど、ということでありましたけども、実際に会って調べた結果、実は、複数回あったという事実に至ったと。そのことが分かったということです。
- 笹木慶之委員 それで、したがって、そのことについては、懲罰委員会にかけて、最終的な結論を出したと理解していいんですかね。
- 川地総務部長 私どもとしましては、職務専念義務違反に値するのではないか ということで懲罰委員会にかけましたけれども、懲罰委員会は市長に答 申と。最終的に市長が自分の裁量でこの懲戒処分の決定をされたという 経緯になります。
- 笹木慶之委員 そうしますと、必要な手続を全て終えたということで、この件については理解していいんですね。
- 川地総務部長 私どもはそのように考えております。
- 山田伸幸委員 今回の処分によって職員は処分を受けたわけですが、そのこと による直接的な何か損失といったものはあるんでしょうか。

- 辻村総務部次長兼人事課長 直接、処分の内容等については、個別のは、ここ でお答えすることはできませんので、発言は控えさせていただきます。
- 中岡英二委員 休暇届を出さずに社長業に従事したことで処分されたということなんですが、休暇届を出せば、社長業には従事していいという御判断でしょうか。
- 辻村総務部次長兼人事課長 営利企業に従事は、許可を出していますので、それに関する業務ということであれば、休暇届を出せば可能です。
- 河野朋子委員長 先ほどから地方公務員法第38条の件についてはもう何度も 回答を得ており、そこはもう確認ができております。それ以外で何か質 疑が。よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり) ないようでしたら、 人事課にはもうこれで帰っていただきます。お疲れ様です。

### (執行部退室)

河野朋子委員長 処分のことについての公表とかその辺りで、ちょっと扱いが難しかったので質疑もなかなかちょっとしづらかったかと思います。ちょっとここでは審査に戻って、陳情書の件についてもう一度協議したいと思いますが、今回、陳情者の陳情の趣旨が2点あって、百条委員会を立ち上げてそういった調査をしてほしいという意見と、やはりその違反について執行部に適正な処分を求めるというような2点があったわけです。これについて、これまで、3点の論点についていろいろと協議したんですけど、その辺りを改めて皆さんのほうから、いろいろ事実が変わってきましたので、それも含めて御意見を聞きながら、回答のほうに少し近づけていけたらなとは思うんですが、いかがでしょうか。少し御意見を聞けたらなとは思います。

山田伸幸委員 趣旨というのは、要するに地方公務員法違反について議会のほ

うでも調査すべきだということと、処分が必要だということなんですが、 この処分については、恐らくこの件に関する処分が行われたであろうと いうことなんですよね。そうなると、我々として何ができるかというこ となんですが、だから、陳情者のこの内容にどうお答えするか。非公表 に対して議会としてどう答えるのかということで、ちょっと議論が必要 かなと思いますが。

笹木慶之委員 今、委員会の流れの中の話をしましたけどね、委員会の流れを もう1回確認していかなくてはなりませんが、まず、本人に出てもらっ て事情聴取した。それに基づいて、人事当局に出てもらって調査した。 その時点ではそんなにそごがなかったわけですよね。ということで行っ たけれども、2回目の聴取のときに、その一部について疑義が生じてき たから調査をするという発言がありました。したがって、当該委員会は、 それならば、今これを先んじてやることは無理があるということで、委 員会は、職員を処分するうんぬんという権限はないわけで、執行部の対 応を求めているわけですから、それで時間が少し掛かったわけです。今 聞いたところによりますと、それによって、本人に会って事情聴取した 結果、そごが生じてきたという発言がありましたね。生じてきたことに よって、懲罰委員会に掛けて、懲罰委員会は、それに基づいて市長に答 申をしたと。答申に基づいて市長は処分したという事実を、発言されま した。だから、ほかのことで結び付けるということではなしに、本件は そのようにして執行部が対処されたという事実は確認したわけですから、 その点だけは、これは回答というかできると思います。だから、ほかの ものにくっ付けてくると全く変なことになりますが、そういう追い方で ないと、処分そのものは言えないというわけですから、それとリンクさ せていくということは、いきなりは無理と思いますね。今聞いた範囲で、 委員会で報告があったことについては、これはきちっと報告、回答があ ったわけですから、それで、もう推し量るべきしかないと思うんです。 推し量るという言い方が悪いかもしれませんが、今の流れの中で言った ことですよ、ほかのことは別として。ということは、その事実に基づい

て市長が処分したという事実を発言されましたから。ということだけです。

- 河野朋子委員長 というような意見があって、ある程度事実関係を委員会の回答としてそこにも織り込んでいくべきだというような意見だと思うんですけど、ほかの方はどうですか。何かまだ明らかになっていないことがあるんじゃないかとか、ここはおかしいんじゃないかということがあれば、また審査の必要もありますが、皆さんの感触っていうか、これまでの審査を通じて今、笹木委員が言われました。もう1回言われますか。
- 笹木慶之委員 もう1点付け加えておきますが、地方公務員法第38条の解釈 の関係は、もう数回にわたって確認しましたけど、これについては、今日も二度ありましたが、それについては問題ないという執行部の考え方 があったということですね。あったということと言わざるを得ないと思います。
- 河野朋子委員長 ほかの方はどうですか。地方公務員法第38条について、多分この陳情者がかなり、そこが違反じゃないかっていうことを主張されて、この陳情書に至っているっていうのはあるんですが、これについては、もう繰返し何度質疑しても最初から、「地方公務員法第38条については違反ではない」というような執行部の回答はずっと受けております。地方公務員法第35条についての違反については、今回明らかにされたわけですけれども、調査によって明らかになったのはそういったことだと思うんですが。その辺りを回答のほうにというような意見ですか。ほかに何かありますか。
- 伊場勇副委員長 明らかになった事実がたくさんある中で、6月に陳情を頂いて、もう9月も終わりますので、なるべく早く回答を出さなきゃいけないんですが、やはりもう一度整理をして、なかなか骨格は少し見えてきたのかなと思いますが、慎重に、デリケートに扱わなきゃいけない事案

ということにもなってまいりましたので、また時間を改めて、協議させていただいて、回答をまた皆さんで御確認していただきながら作成していくという形を取るべきかなと感じました。今日のところは、こういった意見で、しっかり記録に残して、また委員会を開ければなと思っていますが、いかがでしょうか。

山田伸幸委員 非常に難しい判断が迫られているわけですよね。一方で非公表、 一方でこうやって陳情者のほうから明確な氏名等も出てきている中で、 それで納得いただけるかというのがちょっと不安に思っておりますが。

河野朋子委員長 本当に先ほどから何度もデリケートな問題で微妙な扱いなので、その辺り慎重に、委員会としても回答をまとめていく中で神経を使わなくちゃいけないのかなっていうのもすごく感じたので、ここですぐに結論というわけにはいきません。副委員長が言われるように、もう1回、回答の素案といったことについて、皆さんで意見を出し合いながらまとめていくということで、今日のところは終わってよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)でしたら、また次回、また日程についてはこちらで調整させていただきますが、この件については、回答に向けて更に皆さんで協議してまとめていくということで、次回開きたいと思います。以上で、委員会を閉会します。お疲れ様でした。

午前11時13分 散会

令和2年(2020年)9月29日

総務文教常任委員長 河 野 朋 子